

■ 環境モニタリング計画

【平成18年度】

県では、青森・岩手県境に不法投棄された産業廃棄物及びそれらの撤去や建設工事等に伴う周辺の生活環境への影響を把握するため、水質・大気質等について環境モニタリングを実施しています。

平成18年度の環境モニタリング計画は以下のとおりですが、調査結果や工事の進捗状況等に応じて、調査地点や調査項目等を適宜見直すことがあります。

1 水質モニタリング計画

(1) 平成17年度計画との変更点

① 調査地点について

浸出水処理施設の稼働等に伴い、平成17年度中に下記の調査地点が廃止となりました。

また、県境北側に新たな観測井戸を設置する予定であることから、ア-25-2(県境-6)として追加することとします。

調査地点	変更内容
ア-2(事業場浸出水水質B)	浸出水処理施設稼働のため。
ア-30(仮設浄化プラント処理水放流地点)	仮設浄化プラント廃止のため。
ア-5(堰堤上流No.3井戸)	工事の進捗に伴い、採水不能となったため
ア-7(No.11井戸堰堤下流北側)	

② 調査回数について

平成17年度の調査結果等を踏まえ、各項目の調査回数について見直しを行いました。

なお、主な見直し内容は下記のとおりですが、調査結果や工事の進捗状況に応じて、適宜見直しすることとします。

調査地点	変更項目	調査回数	増減の理由
ア-9(場内西側斜面No.15井戸)	鉛、砒素、ほう素、揮発性有機化合物	6回/年	本格化する遮水壁工事の影響による汚染拡散の状況を速やかに把握するため、工事現場直近における監視を強化する。
ア-10(中央谷下流斜面)		↓	
ア-23(南側県境地下水)		12回/年	
ア-25(県境-1) (ア-25-2(県境-6))	揮発性有機化合物	4回/年 ↓ 6回/年	平成17年度に1,1-ジクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが環境基準を超過し、上昇傾向が見られるため、監視を強化する。
周辺表流水、周辺地下水	揮発性有機化合物	12回/年 ↓ 6回/年	平成16、17年度ともに一度も検出されておらず、また、工事現場直近において監視を強化したため。

(2) 平成18年度モニタリング計画

① 調査地点

別図1及び別図2のとおり

② 調査回数及び調査項目

別表(平成18年度水質モニタリング計画)のとおり

2 大気汚染物質モニタリング計画(変更なし)

調査地点※	調査回数	調査項目
上郷地区(A-2)	4回/年 (各回連続1週間)	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、 風向、風速、気温、湿度

※調査地点は別図3のとおり

3 有害大気汚染物質モニタリング計画(変更なし)

調査地点※	調査回数	調査項目
県境境界(A-1a) 県境南側(A-1b) 県境西側(A-1c)	4回/年	ベンゼン、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン

※調査地点は別図3のとおり

4 騒音振動モニタリング計画(変更なし)

調査地点※	調査回数	調査項目
上郷地区(A-2) 関地区(A-3) 田子地区(A-4)	4回/年	騒音音圧レベル 振動加速度レベル(鉛直方向) 自動車交通量

※調査地点は別図4のとおり

平成18年度 水質モニタリング計画表

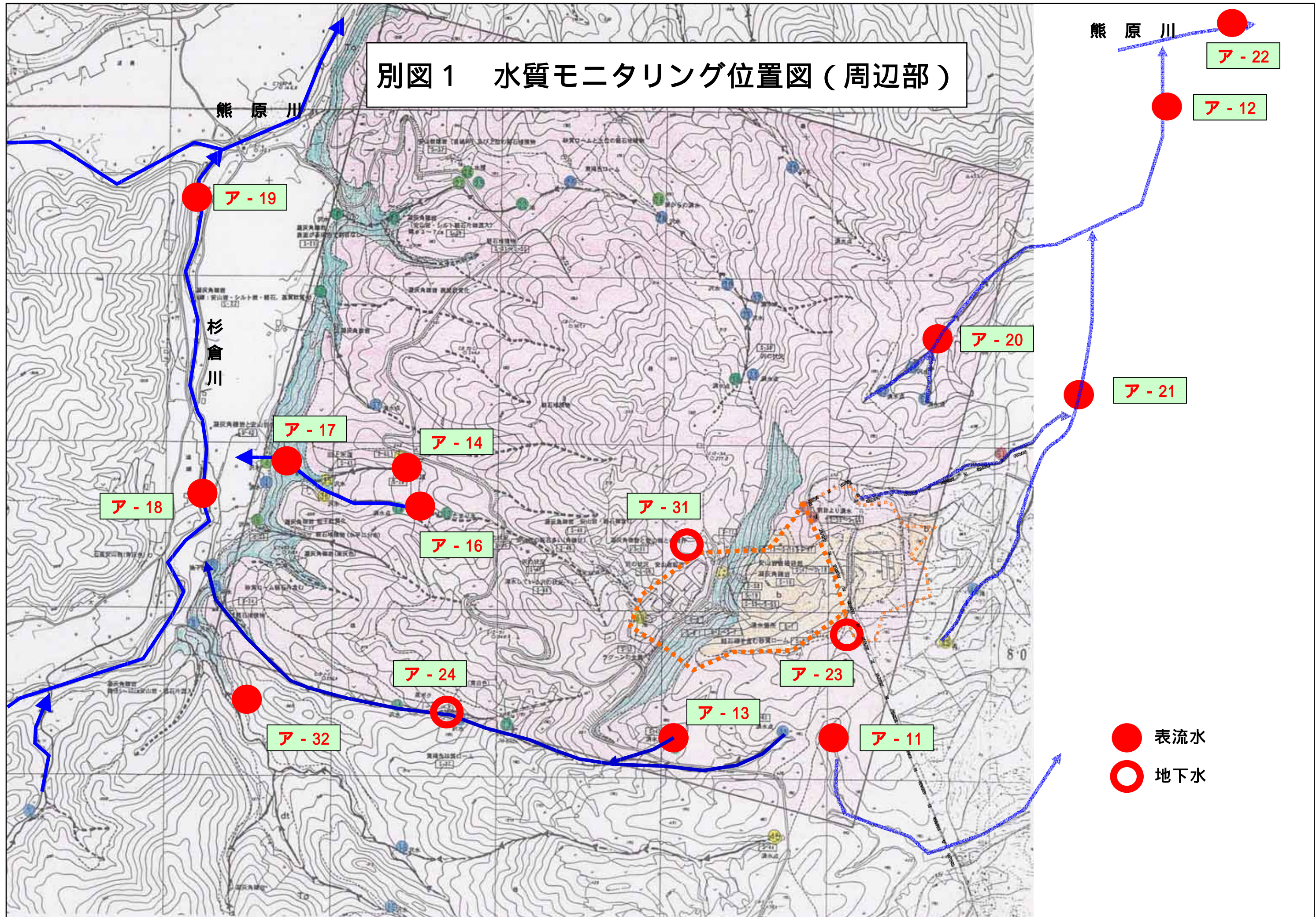
	測定地点名 (図番号)	採取位置	生活環境項目					健康項目															要監視		その他			備考									
			p	B	C	S	全	全	カ	全	砒	総	P	四	1	1	シ	1	1	シ	チ	ベ	セ	硝	亜	ふ	ほ		ト	キ	ダ	工	塩	電			
			H	D	D	S	素	燐	ム	ン	素	銀	B	素	ン	ン	シ	1	1	シ	チ	ベ	セ	硝	亜	ふ	ほ	ト	キ	ダ	工	塩	電				
場内	1 堰堤ヒューム管浸出水水質E(ア-3)	表流水	4	4	4	4	4	4	2	2	4	4	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
	2 ラグーン脇No.8井戸(ア-6)	地下水	12						2	2	6	6	2	2	2	6	6	6	2	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	12	
	3 堰堤下流南側No.12井戸(ア-8)	地下水	4						2	2	4	4	2	2	2	4	4	4	2	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	
	4 場内西側斜面No.15井戸(ア-9)	地下水	12						2	2	12	12	2	2	4	12	12	12	4	12	12	4	4	2	2	12	4	4	4	4	4	4	4	12	12	12	
	5 中央谷下流斜面(ア-10)	地下水	12						2	2	12	12	2	2	4	12	12	12	4	12	12	4	4	2	2	12	4	4	4	4	4	4	4	4	12	12	
	6 現場県境-1(ア-25)	地下水	6												6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	7 現場県境-2(ア-26)	地下水	4												4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	8 現場県境-3(ア-27)	地下水	4												4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	9 現場県境-4(ア-28)	地下水	4												4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	10 現場県境-5(ア-29)	地下水	4												4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	11 現場県境-6(ア-25-2)	地下水	6												6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
周辺	12 ため池(ア-11)	表流水	12	4	4	4	4	4	2	2	6	6	2	2	4	6	6	6	4	6	6	4	4	4	2	2	6	4	4	4	4	12	4	4	4	12	12
	13 境沢末端(ア-12)	表流水	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
	14 牧草地湧水(ア-13)	表流水	12	4	4	4	4	4	2	2	6	6	2	2	4	6	6	6	4	6	6	4	4	2	2	6	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12
	15 遠瀬水源(休止中)湧水(ア-14)	表流水	12	4	4	4	4	4	2	2	6	6	2	2	4	6	6	6	4	6	6	4	4	2	2	6	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12
	16 放流支川上流(沢水)(ア-16)	表流水	12	4	4	4	4	4	2	2	6	6	2	2	4	6	6	6	4	6	6	4	4	2	2	6	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12
	17 放流支川下流(沢水)(ア-17)	表流水	12	4	4	4	4	4	2	2	6	6	2	2	4	6	6	6	4	6	6	4	4	2	2	6	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12
	18 杉倉川上流(BG)(ア-18)	表流水	4	1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	4	4	4	1	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
	19 杉倉川下流(ア-19)	表流水	4	1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	4	4	4	1	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4
	20 境沢中流(沢水)(ア-20)	表流水	12	4	4	4	4	4	2	2	6	6	2	2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	6	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12
	21 境沢県境(沢水)(ア-21)	表流水	12	4	4	4	4	4	2	2	6	6	2	2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	6	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12
	22 熊原川(飯豊橋)(ア-22)	表流水	12	4	4	4	4	4	2	2	6	6	2	2	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	6	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12
	23 南側県境地下水(ア-23)	地下水	12						2	2	12	12	2	2	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	12	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12
	24 南側牧草地下流地下水(ア-24)	地下水	4						2	2	4	4	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	25 ラグーン上流西地下水(ア-31)	地下水	12						2	2	6	6	2	2	4	6	6	6	4	6	6	4	4	2	2	6	4	4	4	4	12	4	4	4	4	12	12
	26 新水道水源(ア-32)	表流水	3	1	1	1	1	1	1	1	3	3	1	1	1	3	3	3	1	3	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	

表中の数字は調査回数。

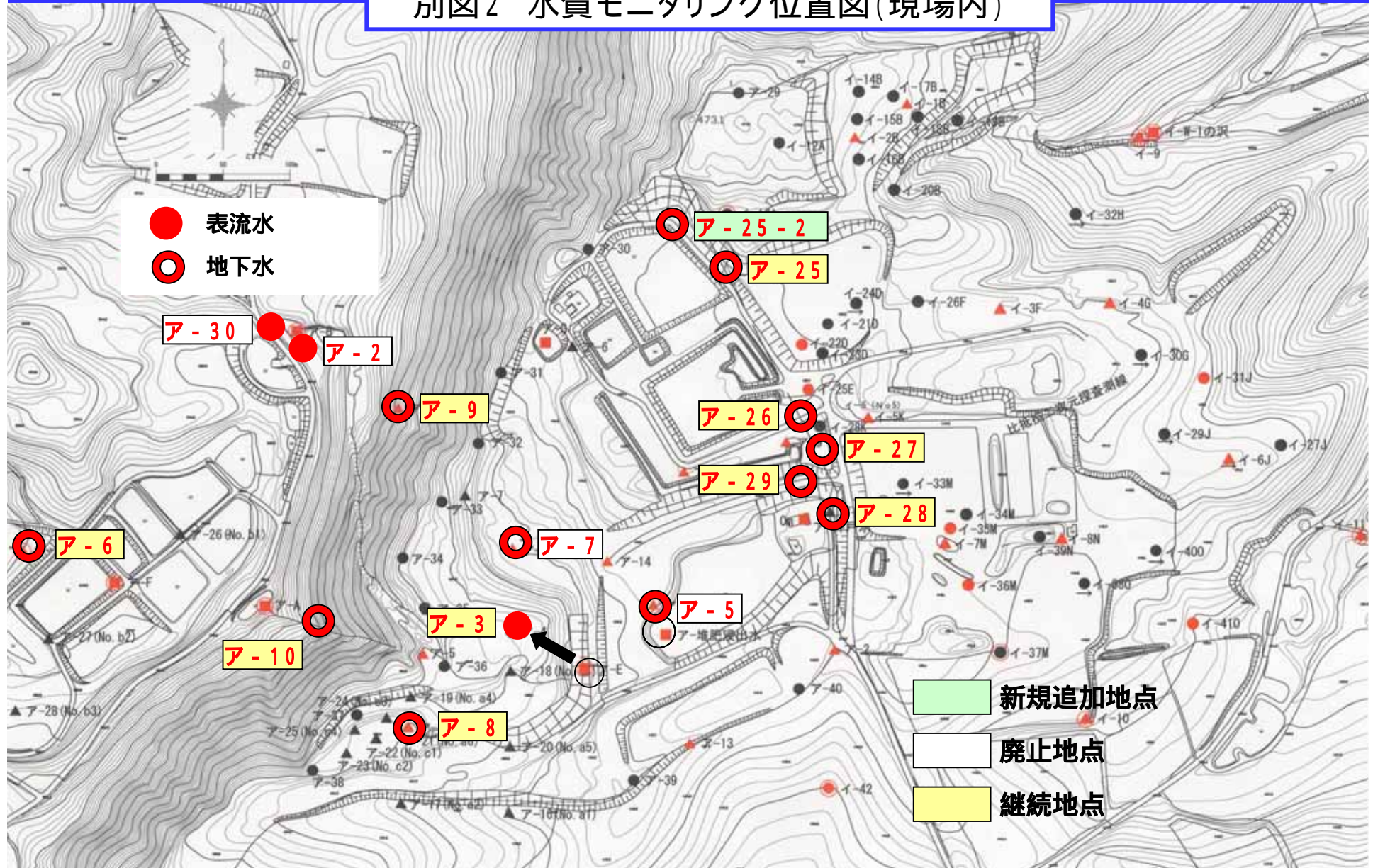
ア-25~25-2(No.6~11)の地下水位及び電気伝導率は常時監視。ア-22(No.22)のダイオキシン類については、八戸圏域水道企業団が実施。

ア-32(No.26)については、水道水質基準50項目のうち、消毒副生成物に係る10項目及び味を除く39項目について、1回/年の調査を実施。

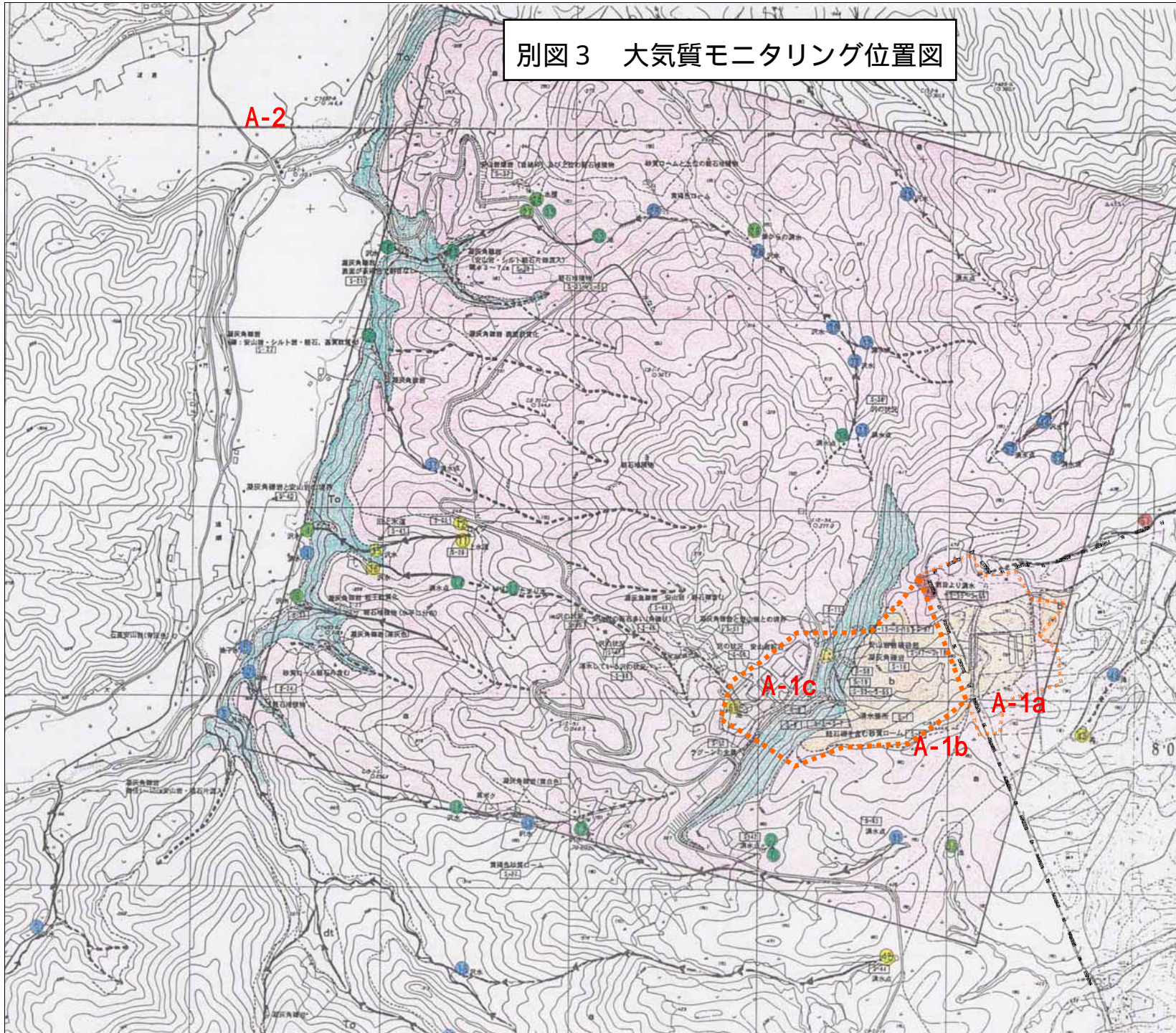
別図1 水質モニタリング位置図(周辺部)



別図2 水質モニタリング位置図(現場内)



別図3 大気質モニタリング位置図



別図4 騒音振動モニタリング位置図

